

## 佐賀県立特別支援学校就労支援連絡協議会設置要綱

### (趣旨)

第1条 佐賀県立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)の卒業者の就労を支援するため、企業、関係団体及び関係行政機関と特別支援学校との連絡を密にするとともに、協働体制の整備を推進するため、佐賀県立特別支援学校就労支援連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 連絡協議会は、次の内容について、情報共有を図るとともに、協議を行う。

- (1) 特別支援学校の就労支援に係る企業等との協働体制の在り方
- (2) 特別支援学校を支援する企業の開拓及び拡大のための方策等
- (3) その他特別支援学校の就労支援に係る取組

### (組織)

第3条 連絡協議会の委員は、15名以内とし、別表に掲げる関係機関等を代表する者について、佐賀県教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 連絡協議会に座長を置く。
- 4 座長は、佐賀県教育委員会を代表する委員を充て、連絡協議会の会務を総理する。

### (会議)

第4条 連絡協議会の会議は、毎年度2回程度開催するほか、必要に応じ、随時開催する。

- 2 会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

### (庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、佐賀県教育庁教育振興課特別支援教育室において処理する。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- この要綱は、平成25年5月1日から施行する。  
この要綱は、平成26年5月20日から施行する。  
この要綱は、平成27年7月13日から施行する。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。  
この要綱は、平成29年4月3日から施行する。  
この要綱は、平成30年4月2日から施行する。  
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。